

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査
主な提出意見
(インターネット上の反復的な著作権侵害行為への対策について)

団体	ページ数
(権利者)	2
・ 国際レコード産業連盟	2
・ 社団法人 日本映画製作者連盟	2
・ 社団法人日本音楽著作権協会	3
・ 日本国際映画著作権協会	6
・ 社団法人日本レコード協会	6
(プロバイダー)	
・ 社団法人テレコムサービス協会	6
・ 社団法人日本インターネットプロバイダー協会	7
(その他)	
・ 日本弁理士会	7
(個人)	8

権利者団体

○国際レコード産業連盟

侵害コンテンツが自らのサーバーに蔵置されていない侵害形態に対するその他の方策も検討すべきである。例えば、コンテンツの無許諾頒布を未然に防ぐための、ネットワークレベルでの技術的対策の実施である。侵害コンテンツ著作物を判別するための効果的な技術は既に提供されており、オンライン侵害の撲滅に供することができる。

段階的措置の法制化の動きは、ISP に関する法制度を見直した各国におけるトレンドとなりつつある。フランスでは、段階的措置のシステムが 2009 年 10 月に施行され、運用に向けた準備が進められている。新法では、最長 1 年間のアカウント停止といった措置を伴う警告システムが制定された。また、イギリスでは、段階的措置についての法案が 2009 年 11 月に政府より発議された。同法案は、ISP に対して、権利者からの申立を受けた侵害行為者に警告し、これらのユーザーを記録することを義務づけている。アカウントの停止、サービスの制限といった繰り返し侵害を行う者に対する方策は、内務省によって ISP に義務づけられることになる。韓国では、オンライン侵害に対する段階的措置に関する行政手続の制定法案が 2009 年 4 月に成立し、文化体育観光部によって運用されている。制裁措置には、警告の発行、オンラインサービスのアカウント停止が含まれているほか、こうした行政命令に応じないオンラインサービス事業者に対する制裁措置も規定されている。段階的措置というアプローチは、台湾においても、ISP の責任に関する新規定で採用されたほか、ニュージーランドにおいても、2010 年初めに同様の法案が提出される見込みである。

○社団法人 日本映画製作者連盟

一定回数以上の警告を受けながらなおインターネット上での侵害を繰り返す者のアカウントを停止したり、通信を遮断することを可能とするいわゆる「スリーストライク法案」が世界各国で検討され、あるいは既に法制化されている。日本においても、通信の秘密や表現の自由等にも配慮しつつ、インターネット上の侵害行為を繰り返す者に対する何らかの方策を講じる必要がある。

○社団法人日本音楽著作権協会

侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

考えられる改善策等

- 1 フランスにおけるスリー・ストライク法と同様の制度の立法化
- 2 電子掲示板サービス等で、侵害コンテンツが大量に掲載されたスレッドを放置するプロバイダ等の責任の制度上の明確化

協会は、プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン（以下「著作権関係ガイドライン」という。）が実施された平成 14 年以降、インターネット・サービス・プロバイダ等に対し侵害コンテンツの削除要請を行ってきており、これまでに 39 万件の違法ファイルが削除（平成 21 年 1 月 30 日現在）されています。

さらに、従前から刑事告訴を含む多数の法的措置を講じているにもかかわらず、侵害コンテンツの数は増える一方であり、侵害行為も後を絶ちません。

1 について

先般フランスで成立したいわゆるスリー・ストライク法を我が国でも法制度化することは、大きな意義があることと考えられ、そのための検討を早急に開始すべきです。

2 について

1 とあわせ、近年侵害コンテンツの温床となっている、いわゆる電子掲示板サービス等を利用

し、大量に侵害コンテンツを掲載しているスレッドについて、一部のファイルの侵害事実を特定するだけで、それらのファイルを含むスレッド単位に削除されるよう制度面での改善がなされれば、侵害コンテンツの削除は大幅に効率化されます。一部のプロバイダ等には既に前述のような削除に自主的に応じているものもいることから、侵害コンテンツのより一層迅速な削除のために、こうしたスレッドを放置しているプロバイダ等の責任を制度上明確にすべきです。

○日本国際映画著作権協会

2. 段階的対応

2.1 MPA ではまた、日本政府に対して、「段階的対応プログラム」を実施することによって、今や国際的な潮流となりつつある P2P 著作権侵害対策に取り組み、アジアでのリーダーシップを発揮していただきたいと思っている。

2.2 このような段階的対応プログラムは、啓発的かつ法廷を介さない手段に基づいており、ISP の顧客による無断あるいは違法の行為が発覚した場合、それに対して著作権者および ISP が協力して対処することを前提としている。この過程を通して、エンドユーザーは教育を受け、同時に二度と違法ファイル共用を行わないようになる。段階的対応は、インターネット上での著作権侵害に対する良識的な対処法であり、長期的には、創造的なアイデアを保護し、創造産業の経済成長を支えていくと私どもは思っている。

また、段階的対応は、公正で合理的な結果をもたらし、裁判を回避して、ISP とインターネットユーザーの責任を考慮に入れつつ、創造産業を保護する必要性とのバランスを図ったものでもある。

2.3 他国における MPA の経験から、段階的対応プログラムの主要点として効果的と思われる特徴を下記に掲げる。

(1) 違法行為の識別および通知発行にかかる費用の分担

著作権者にとっては、合法的な著作物の購入が増え、ISP にとっては帯域コストを削減することができるため、著作権者と ISP の双方に段階的対応プログラムは利益をもたらすとの認識に基づき、著作権者と ISP は段階的対応プログラムの実施コストを分担する。

著作権侵害通知の受領および契約者への通知転送という手続きも自動化できることから、ISP の業務にはあまり負担が掛からないと思われる。例として、MPA では実際に、侵害者と侵害事実の確認といった手続きや通知および証拠データの通信について、一連の確固とした基準を開発・テスト・発表しているところであり、P2P 検知などのサービスを提供するソフト開発会社がこうした基準をきちんと守らなくてはならないようにするつもりである。MPA はまた、P2P ネットワークのスキャン・侵害の確認・ISP への通知・配信・データ管理、そして報告業務に伴う費用を負担しており、ISP にかかる費用は、契約者への通知の転送コストだけとなっていて、それは帯域コストの節減で補ってあまりあるであろう。

(2) 返答通知手続き

コンテンツ認識技術（以下 CRT）は、信頼性が高いことがすでにわかっているが、自動作成された通知およびそれを裏付ける証拠一式が完璧に信頼できるものであることを確実にするためには、技術水準と最適な施行を確立する必要がある。

段階的対応プログラムが教育・啓発面で最大の効果をあげるためにはまた、ホームページや直接的なサポートインフラストラクチャーのような、容易にアクセス可能なユーザーサポートを準備しなければならない。こうした手段を通して、なぜ通知を受け取ったのか、P2P ネットワークの意図しない違法利用をどうしたら避けられるかを説明し、通知を受け取る前、又は受け取ったときに、ユーザーをコンテンツの合法的なダウンロード元のほうに誘導することができる。

また、段階的対応プログラムにおいて、ISP からの通知に対して、受領者の異議申し立てを

可能にすべきである。

(3) 制裁措置

段階的対応プログラムは主として、著作権侵害「常習者」を対象としたものである。インターネットユーザーの大部分はファイルの違法共有にふけるようなことはないので、そうした人々たちにとって、段階的対応プログラムは、まったく影響を及ぼさないか、微々たる影響しかないだろう。また、段階的対応プログラムが実施された場合、ほとんどのユーザーは、なんらかの形の制裁措置を必要とする前に、その行為を改めると思われる。英国で行われた調査によると、ISP から一度でも連絡を受けたら、侵害行為を止めると 70%以上のインターネットユーザーが答えている。3 だからこそ、最初の警告が役に立つわけである。しかし、常習者の違法行為を改めさせるには、なんらかの形での意味のある、効果的で抑止的な制裁措置、あるいは少なくともそのような制裁措置を受けるおそれといったものが必要とされる。こういう人々には、単なる警告はあまりも効果を持たない。上記の調査の 2009 年の追跡レポートでは、ISP から通知を受け取った人のうち、制裁措置の心配がなければ、コンテンツの侵害行為を止めると答えたのがわずか 33%であるのに対して、インターネット接続の切断など、もしなんらかの制裁措置に対する警告が手紙に含まれていたら侵害行為を止めると 80%が答えている。また、同調査から、インターネット上のエンターテインメントコンテンツの規制に ISP が協力すれば、著作権侵害は減り、ISP の平均顧客単価は 70%上昇して、月 34 ポンドになるだろうという結果が出ている。

ある ISP 契約者が著作権を侵害しているという通知を受けた場合、その ISP が初期段階で取ることのできる行動としては、啓発メールをアカウントの持ち主に送り、その人のある特定の行為が違法行為であるとみなされた為に通知が送られたのだということをつづらせ、同じことを合法的に行うためにはどうしたらいいのかを教え、もし同じことを繰り返したらどのような罰を受けるかを知らせるといったことが挙げられる。このような最初の通知によって、ほとんどの消費者が二度と侵害行為を繰り返さないということが調査からわかっている。

「段階的」対応と言うことから、第 2 の通達の時点では、まだ教育的な色合いを保たなくてはならないが、なんらかの形の警告や制限的制裁措置のようなものを含むべきである。その後、第 3、第 4 と通知の数が進むにつれ、抑止の度合いも増し、著作権侵害常習者は最終的に、一部あるいはすべてのサービスの長期的な停止あるいは終了というような、何らかの形でサービスの制限をされることになる。

Walled garden (囲い込み) のようなブラウザ・リダイレクション機能を利用して、通知の受領確認やサービスの全面再開といったユーザーサイドでの対応が必要になるユーザーに通知を送信するというのも役に立つかもしれない。これによって、契約者は、自分がインターネット接続を誤用していることをはっきりと認識することになる。「囲い込み」はまた、一定の期間にサービスへのアクセスを限定するのにも役に立つが、その一方で、契約者は電話やメールなどの他の手段を使って、ISP の問い合わせ窓口と連絡し、サービスの全面再開を求めることもできる。

ISP は、希望すれば、異なった制裁措置施行期間を選ぶことができる。ISP はまた、リダイレクトしたページから指導ページを立ち上げて、インターネットセキュリティ・安全性・著作権侵害に対する消費者啓発を行うことも可能だろう。また、リダイレクト先のページから、ユーザーは、当該 ISP の、あるいは第三者の提供する当該コンテンツの合法的なダウンロード元アクセスすることができる。こうした対策を支える技術は、ISP のネットワーク上ですでに広く使われているものである。

(4) プライバシーに対する懸念

CRT は独自に（また人為的介入なしに）、いつどこでインターネット上の著作権侵害が行われているかを判断し、サービスユーザーによるこうした違法行為に対してその ISP の注意を喚起することができる。このような情報は誰でも手に入れることができ、証明性の高い侵害の証拠を含んではいるものの、個人の名前を割り出すところまでには及んでおらず、IP アドレスにとどまっている。

段階的対応プログラムが重要な目標としていることの一つには、インターネット上で違法の

ファイル共有をしていると、ファイル共有者まで割り出すことができるということを理解されるようにする、ということが含まれている。インターネット上でユーザーは匿名なのではなく、不法行為をインターネット上で行っていると、その責任を問われることがあり、実際に罪に問われる人も少なくない。自分が不法行為を行っていても他の人にわからないわけではない、ということがわかれば、ほとんどの消費者はその行為を改めるだろう。

- 2.4 要するに、段階的対応プログラムは、著作権侵害物をダウンロードしているユーザーを啓発し、合法的な手段に誘導することを目的としている。段階ごとに厳しくなる制裁措置は、侵害常習犯のために用いられるが、行為を改めることと、より罪の重い者に対しては、もっと強力な手段を用いて、ISP から罰を受けたり、(最終的には) 重大な法的措置が取られるかもしれないというリスクを冒すよりは、侵害行為を止めたほうがいいと説得することのほうに重点が置かれている。
- 2.5 しかしながら、段階的対応プログラムの実施には、政府の協力が必要であり、技術面だけに頼ることは不可能である。こうした計画が実施される土台として、しっかりとした法的制度が整備されていることも必要である。
- 2.6 この点での英国政府の取組みは推奨に値するだろう。英国文化省が 2009 年 6 月に発表した「デジタル・ブリテン」レポート 6 には、政府、権利者、ユーザーなどすべてのステークホルダーが役割を担う必要性に対する意識の強さが表れている。
- 2.7 このレポートの中では、違法の P2P ファイル共有が、合法的なデジタルメディア事業が軌道に乗るのを妨げていることが認識されており、それゆえに英国政府は違法ファイル共有を 70～80%減らそうとしている。それと同時に、これは権利者だけで成し遂げられることではないことも認めている。
- 2.8 英国文化省はそれゆえに、インターネット上の著作権侵害に対して民間主導による対策を業界関係者が作成するよう促進する一方、政府もこうした市場モデルを支援し、消費者がコンテンツを違法なソースからではなく、合法的なソースからダウンロードするよう、法律制定をすることを推奨している。
- 2.9 著作権侵害が自己のネットワーク上で行われていることに気がついていながら、それを阻止するような行動を取らない場合、ISP はその責任を問われることがある。新しい法律の制定と業界によって開発された詳細な行動規範が、こうした義務を支えることになる。
- 2.10 英国政府はまた、通信業界の監督機関であるオフコムにさまざまな権限を付与し、もし業界がそのような規範を開発できない場合には、オフコムがそのような規範を課すことができるようにする。また、さまざまな技術的対策を適用することによって、インターネット上の著作権侵害を削減、あるいは阻止することを目的とした追加条件をオフコムが ISP に課すことができるようにする。さらに、商業的契約の開発をより確実なものにし、法律の中で、こうした追加的対策の内容について具体的に挙げる。そうした対策としては、サイト・IP アドレス・URL の閉鎖や剥奪、プロトコルの遮断、ポートの遮断、帯域制限 (契約者のインターネット接続速度の制限、さらに、あるいは、ある特定のプロトコルまたはサービスに対してのデータ量の制限)、コンテンツ識別およびフィルタリングのいずれか、あるいはこうした対処の組み合わせが挙げられる。
- 2.11 日本以外のアジアでは、台湾と韓国とが 2009 年に段階的対応プログラムを実施する法律をすでに制定している。
- 2.12 著作権侵害常習者に対するスリーストライク制と、著作権侵害対策としてコンテンツ識別技術の利用に関する規則との両方に取り込んだ点で、台湾の法律は革新的である。侵害通知を契約者が無視した場合には、アカウントの全部あるいは一部が閉鎖されることを ISP はその契約

者に通知しなくてはならない。アカウント閉鎖の要求に従わなかった場合には、その ISP は契約者の侵害行為に対する二次責任を免れるセーフハーバーの適用を受けることができなくなる。

2.13 韓国でも同様に、著作権法の改正によって、これまでの懸念の大部分に当局が対処することができるようになった。

(1) プロバイダからの警告にもかかわらず、違法のコピーおよびその送信を繰り返し行う者に対しては、そのアカウントを停止あるいは閉鎖することによって、違法コピーの流通を阻止する。

(2) 違法コピーが繰り返し掲示板にアップロードされた場合、プロバイダにその掲示板の閉鎖を要求する。

2.14 削除または送信停止命令にも関わらず、違法コピーおよびその送信を繰り返し行うユーザーに対して、アカウントの停止または閉鎖をプロバイダに命令する権限も、法改正によって文化体育観光相に与えられることになった。また、文化体育観光相は、違法コピーが繰り返しアップロードされている掲示板の閉鎖をプロバイダに命じることができる。

○社団法人日本レコード協会

① 悪質行為者に対するアカウント停止措置等の制度化

ファイル交換ソフトによる権利侵害のケースでは、侵害コンテンツを蔵置するプロバイダが存在しないため権利者が違法ファイルの削除要請を行うことは不可能であり、また、発信者に関する情報開示を経ずして、権利者が違法行為者に注意喚起・警告等を直接行うことはできない。従って、インターネット接続サービスを提供するプロバイダが、違法行為を行なうサービス利用者に対して直接的に注意喚起・警告等を行い、一定回数の警告にも関わらず権利侵害を繰り返す利用者には接続アカウントを停止する措置を講じることが、実効性の高い侵害防止対策になるものとする。政府は、既に同様の制度を導入したフランス、韓国、台湾などを参考に、日本でも実効性の高い制度を導入すべく、早急に法制化を検討すべきである。

プロバイダ

○社団法人テレコムサービス協会

a-4 その他の法制について 米国著作権法 (DMCA) 5 1 2 条(i) (1) (A) 項のように、複数回権利侵害をした顧客とは、契約解除する旨の方針をプロバイダが定め、普段から実施していることがセーフハーバーの要件とされとしても、要件を満たす立証は困難であり、セーフハーバーとして使える局面がほとんど無いと考える。

また、いわゆるスリーストライク制度等、権利侵害を複数回した利用者を以後ネット接続させないとするような法制について諸外国で検討されているが、ユーザがネットワークを通じて表現する自由という基本的人権を損なう立法は、憲法上問題である。そもそも、刑務所に収監するなら格別、ネット接続の手段のすべてを禁止するのは日本では現実的でない。アクセスプロバイダが接続契約を一定の要件で解除しても、他のアクセスプロバイダと契約すればよいし、ネットカフェやホテルインターネット等、他にも多様な接続手段があるからである。

ところで、電気通信関係 4 団体は、違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項 (以下「モデル条項」) を定め、ユーザによる著作権や商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を禁止し、違反した場合には、プロバイダが、情報の閲覧停止、削除または利用停止措置を講じること、指定する期間内に権利侵害状態を解消または是正しない場合は、無催告で利用契約を解約できること、を明記し標準的約定として推奨している。事実、動画投稿サービスや、ホームページやブログサービス等の上位サービスを提供しているプロバイダが、著作権ガイドラインに基づく削除請求等により、著作権侵害が確実と考えられ

る場合には、モデル条項に従い、ファイル、記事、ページ単位での閲覧停止や削除、上位サービスの利用アカウントの停止や解除をすることは多いと考える。

一方、アクセスプロバイダの利用者が、外部の上位サービスやP2Pにより権利侵害をしたことが仮に明らかとなったとしても、そのことでただちに接続契約を解除するかどうかは、各アクセスプロバイダの方針による。接続契約の解除は、当該権利侵害以外の合法的な利用も制約することとなるから、多くのアクセスプロバイダは慎重な対応をしているものと思われる。

仮に、複数回の権利侵害者のプロバイダによる遮断がセーフハーバーとされたり、義務付けられたりすると、ユーザの表現の自由を損う萎縮効果もさることながら、実務上も、本来、裁量の余地があるべき契約関係にもとづく措置が硬直化することになること、逆に確実な実施のための顧客データベース改造等のシステム投資や運用コストの増大を招き、それだけでプロバイダの運営に支障をきたし、事業の萎縮、または撤退を余儀なくさせるおそれがあると考えられる。

○社団法人日本インターネットプロバイダー協会

現在の議論や諸外国の法制によると、わが国においても (1) 実質的に削除等を義務付けるような法制度 (2) ノーティス・アンド・テイクダウン (3) 技術的侵害防止措置の導入 (4) スリーストライクのような制度への期待が権利者サイドを中心に起こりうるところ、これら枠組みの導入には問題も多いことについてご理解いただきたいと思います。

(4)の「スリーストライク」については、

- i) 現行制度上、名誉毀損やプライバシー侵害等の違法行為を繰り返し行った利用者であっても、業界横断的に接続サービスから排除するしくみは成立していないし、電気通信事業法で定める「利用の公平」との抵触のおそれがある
- ii) 権利者の申し出のみで ISP 事業者が警告や役務提供拒否を行うことは、特に利用者が事実関係を否認するような場合において、適正手続き確保が困難
- iii) わが国には多数の ISP 事業者が存在し、契約関係や加入手続きもさまざまであるため、実効性に疑問
- iv) ブロードバンドサービスにおいては、1 世帯に 1 つの契約が行われることが通例であるため、責任の追及が個人でなく実質的に世帯に及ぶ可能性があるなどの点で、問題が多いものと考えられます。

その他団体

○日本弁理士会

我が国は、欧米と異なり契約慣行の意識に乏しかったため、国が一律にルールを規定して、特定行為を違法行為として取り締まる手法が主として採られてきた。しかしながら、「2ちゃんねる」のような一部のサイトを除いて、多くのサイトにおいては会員登録の際に、契約が交わされている。

この契約は、もちろん形式的なものではあるが、少なくともユーザーとサイト運営者の間には契約が成立している以上、「契約に他人の著作物の違法公開を禁止する旨を記載させること」及び「違反者は契約解除により同サイトのアクセスを強制的に排除することをサイト運営者に実行させること」を法律により強制すれば、違法な行為を繰り返すユーザーに対してアクセス禁止を行うことができるはずである。

このアクセス禁止契約とその実行を法的に規定し(例えば、プロバイダー責任制限法など)、公的な取締機関による違法行為の発見、通告をサイト運営者への通知あるいは自動検知システムによる違法行為の発見と組み合わせることで、他人のコンテンツの違法公開があった場合に契約を介して間接的に強制的ペナルティを課すような制度設計も可能ではないかと考える。

個人

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、この6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、閣議決定により、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保するべきである。

模倣品・海賊版拡散防止条約についての詳細は不明であるが、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設すること、行政機関の命令あるいは消費者との契約に基づき一方的にネット切断という個人に極めて大きな影響を与える罰を加えることを可能とする、ストライクポリシーと呼ばれる対策を取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、個人の基本的な権利をないがしろにする条項が検討される恐れがある。他の国が、このような危険な条項をこの条約に入れるよう求めて来たときには、そのような非人道的な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるべきである。さらに言えば、プライバシーや情報アクセスの権利、推定無罪の原理、弁護を受ける権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利の保障をきちんと確保し、ストライクポリシーのような非人道的な取り組みが世界的に推進されることを止めるため、この条約に「対審を必要とする通常の手続きによる司法当局の事前の判決なくしてエンドユーザーの基本的な権利及び自由に対してはいかなる制限も課され得ない」という条文を入れるべきであると、日本から各国に積極的に働きかけるべきである。

プロバイダーの責任に関するセーフハーバーの要件においてストライクポリシーなどを押しつけるようなことは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであること、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化はなされるべきでないことを考え、危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定は除くべきであると、日本から各国に強く働きかけるべきである。

(他 同旨多数)

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査
 主な提出意見
 (リーチサイトによる著作権侵害への対策について)

団体	ページ数
(権利者)	
・ 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	1 0
・ 株式会社集英社 編集総務部知的財産課	1 0
・ 株式会社TBS テレビ	1 1
・ デジタルコミック協議会	1 1
・ 社団法人 日本映画製作者連盟	1 1
・ 社団法人日本映像ソフト協会	1 1
・ 日本国際映画著作権協会	1 2
・ 社団法人日本民間放送連盟 コンテンツ問題特別部会	1 2
・ 社団法人日本レコード協会	1 3
(プロバイダ)	
・ 社団法人テレコムサービス協会	1 3
・ ヤフー株式会社	1 3
(その他)	
・ 一般社団法人インターネットユーザー協会	1 3
・ 日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会	1 4
・ 日本弁理士会	1 4
(個人)	1 4

権利者団体

○社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

- ・リンク集等の著作権侵害の蔓延を助長する行為のみなし侵害化

動画共有サイトやオンラインストレージサービスなど Web サイトでの著作権侵害行為に対し、被害を食い止めるためにはアップロードされたファイルの削除または送信防止措置が必要です。アップロードによる被害の本質は、当該コンテンツをダウンロードした者がその内容を享受することによって引き起こされる、販売機会の逸失等です。端的に言えば、無許諾で著作物がアップロードされた場合でも、誰からもダウンロードされなければ、当該アップロード行為には実質的被害が発生していないと評価することができます。

この観点から、違法にアップロードされている著作物ファイルの所在をまとめて紹介する、いわゆる「リンク集」の運営者は、無許諾でアップロードされた著作物ファイルをインターネット利用者に「紹介」し、ダウンロードすることを「手助け」する機能を果たしています。その意味においては、著作権侵害行為を幫助する立場にあるとしても過言ではありません。

さらに、音楽、映像や大半のゲームソフトに関していえば、平成 22 年 1 月に施行される改正著作権法により、著作権者の許諾なくアップロードされていることを知りながらダウンロードすることは、私的使用目的であっても違法となることから、それらファイルの所在をまとめて紹介する行為は、「違法ダウンロード」の幫助にあたりと解釈できるでしょう。

しかしながら、現在の法制度では、仮に幫助が成り立つとしても、幫助を理由として差止請求を行うことは、著作権法に間接侵害の規定がないことから、その是非については議論の分かれるところです。

そこで、著作権法自体を改正し、リンク集等の設置・運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、侵害とみなす行為に規定する法改正を希望します。

○株式会社集英社 編集総務部知的財産課

①リンク行為の違法化について

インターネット上に氾濫する漫画コンテンツ・アニメなどの動画コンテンツの著作権侵害に歯止めをかけるには、「侵害コンテンツへ誘導するリンクサイト」への早急な対策が第一と考えます。そのためには、「リンク行為」そのものの法的な再定義が必要かと思えます。本来は技術用語である「リンク」を侵害対応において直接侵害と区別する基準にしているために、様々な不合理が生じていると思えます。特に技術的にはリンクに分類される「object」、「applet」、「embedb」、「fly リンク」などの所謂「埋め込み」技術が一般化してからは、サイト上で画像・動画を表示するのにデータが内部外部いずれのサーバに保存されているかは無関係となっております。にも拘らずデータがどこに保存されているかで直接侵害となったり、サイト管理者（直接の行為者）にはなんらペナルティを課せられなかったりという状況は不合理です。

現在、インターネット上で「違法漫画サイト」といわれるもののほとんどはリンクサイトです。サイト管理者自らのサーバに無断複製データをアップロードすれば著作権法による直接侵害で対応できますし、サービス提供を受けているプロバイダのサーバに無断複製データをアップロードすればプロバイダ責任制限法の削除要件にあたり、実際にはサイト閉鎖等の処置をとるプロバイダがほとんどです。いずれにしる権利者は、サイト管理者またはサービス・プロバイダ 1 者への対応で済みます。それに対し、現行法下でリンクサイトに対応するためには、全世界に無数に存在するオンラインストレージ、ホスティングサービスを相手にその保存されたデータひとつひとつについて削除要請をしなければなりません。こうした違法な漫画リンクサイトが無数にあり、一方的に権利を侵害されている権利者が自らの権利を守るためには、これらの膨大な作業を強いられ、全くの不条理というほかありません。

リンクサイトによる侵害に効率的に対応するためには、リンク行為そのものを違法化するのが理想です。法改正は容易ではないでしょうが、政令または関係省庁の省令・ガイドライン等によ

る運用によって著作権法における「頒布」にリンク行為を含めるか違法な公衆送信の幫助とすることが考えられます。また、プロバイダ責任制限法の削除要件が「発信者」に限られていますが、リンク行為者もその対象とするか、少なくとも正当な権利者の申し出により「リンクを切断」する義務まではプロバイダに負わせるべきです。一般にプロバイダはコンテンツそのものについて判断できませんから、違法性の線引きを示してあげないとなら行動できません。

ネットユーザーの間では、リンク行為については権利者側の対応が困難であることが周知されており、無断複製データへの直接のリンクは99%確信犯です。仮に意図しないリンクであっても、無断複製データを公衆に提示して著作権者の権利を侵害したことについて相応の結果責任をネットユーザーが負うことはやむをえないと考えます。

○株式会社TBS テレビ

現状では、違法コンテンツへのリンクに関しては、リンク先に対して削除の要請等を行っている。しかしながら、実態としては多くの場合、リンクを行っている側は、リンク先のコンテンツが違法なものであることを認識したうえで行っているケースが殆どであり、その点からすれば、該当の違法コンテンツを掲載した者に準じた法的責任を負うべきと考える。

そして、現行の著作権法でも、リンクの態様等によっては解釈上、そのような責任追及が可能な場合もありますが、インターネットの利用が拡大している現状を考えると、著作権法の条文上においても、明確な規定を置くことが望ましいと考える。

○デジタルコミック協議会

侵害コンテンツに誘導するリンクサイトは、無断複製かつ無償公開（配布）されているコンテンツを実質的に頒布していることに変わりなく、著作権侵害と同視すべき状況と言えます。このような侵害類型についても著作権侵害と規定すべきと考えます。

○社団法人 日本映画製作者連盟

① 侵害コンテンツであることを知りながらリンクにより誘導し、あるいはリンク先が侵害コンテンツであることに基づく切除要請を受けながら放置することは不法行為になると考えられる。このため、リンクサイトに対して侵害コンテンツへのリンクの切除を求めることは広く行われるようになった。しかし、「リンクは自由」であるとの誤解や、切除要請を受けてもリンク先への削除要請を求めるべきとするリンクサイト側の対応もみられ、必ずしも切除要請が効率的に行われるとはいえない状況であるので、改善が必要である。

② 中国の動画投稿サイトにアップロードされている侵害コンテンツについては、動画投稿サイトに削除要請をしても削除されないことが多い。リンクサイトは、そのような悪質な動画投稿サイトに投稿された侵害コンテンツへと誘導する有力な経路となっている実態がある。このような実態からすれば、単に個々のリンクの切除を求めるだけでなく、リンクサイト自体のあり方についても問題視していく必要がある。

○社団法人日本映像ソフト協会

リンク先の侵害コンテンツが実際に自動公衆送信されたかどうかを問わず、侵害コンテンツへ誘導するリンク行為自体を著作権侵害行為とするよう要望いたします。侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトは自動公衆送信権侵害を容易にし、違法複製物のダウンロードを唆す行為ですから、著作権者等の利益を不当に害する有害な存在です。侵害コンテンツにリンクを張るためにはリンク先のコンテンツを確認しなければならないのですから、それが侵害コンテンツであることを熟知した上で自動公衆送信権侵害を容易にし、かつ、違法複製物のダウンロードを唆していると考えられます。リンク先が侵害コンテンツであることを知らなかったということはありません。わが国の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法

律」は権利者からの削除要求があっても発信者に送信防止措置に同意するか否かを照会した後、一定期間経過するまでリンク先の違法コンテンツは送信防止措置を講じなくても免責されることになっています。しかし、侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトの運営者は侵害コンテンツであることを熟知してリンクを張っているのですから、侵害コンテンツであることがわからないことを前提とするこのような免責を受ける前提を欠いています。しかもリンク先が外国であることも少なくなく、リンク先の侵害コンテンツへの権利者の権利行使はわが国の著作権法に基づいて行いうるとはかぎりません。

したがって、侵害コンテンツへ誘導するリンク行為は、誘導先の侵害コンテンツの自動公衆送信権侵害行為等の共犯として責任を問うるだけでは不十分であり、リンク行為それ自体を著作権侵害とする必要があると考えます。

○日本国際映画著作権協会

5. 侵害コンテンツにユーザーを誘導するリンクサイト

5.1 P2P のインデックスサイトは、著作者の許可を得ないコンテンツへのアクセスを容易にすることで、インターネット上の著作権侵害に一役買っている。このようなインデックスサイトでは、特に P2P ネットワーク上で手に入れられる無許可のコンテンツをソート・整理・編集するユーザーフレンドリーなアプリケーションが使われている。

5.2 P2P のインデックスサイトは情報のみを扱っており、著作物のコピーを含んでいないので、このような一覧は著作物の複製ということには当たらない。

5.3 また、このようなサイトは著作物を流通・配信の用に供しているものでもない。

5.4 著作権法は、民法の不法行為規定などのその他の法的原理に則って、そのようなサイトの責任範囲を明示的に拡大することにより、このような抜け穴を克服できるように改正されるべきである。

(1) たとえば、民法 709 条では、故意あるいは過失によって第三者の権利あるいは利益を侵害する行為は不法行為であると見なされ、不法行為者はその損害に対する法的責任があると規定している。

5.5 P2P インデックスサイトは違法行為の補助に役立っている、あるいは必要となっていることを、他者によってきちんと認識されるべきであり、DVD の違法コピーをホストしているサイトが禁止されているのと同様に、ある一定の状況下において、ISP も P2P インデックスサイトをホストしていることに対して責任を負うべきである。

○社団法人日本民間放送連盟 コンテンツ問題特別部会

動画投稿サイトへの放送コンテンツの違法アップロードについては、本来、サイト運営者が自らの責任と負担により監視・削除等の対策を行うべきであるが、実際は被害者である各民放事業者がコストを負担して、自社放送コンテンツの監視・削除要請を行っているのが現状である。しかし、違法アップロードは日々増大し続けており、中国など海外の動画投稿サイトは削除要請に応じないものもある。さらに、違法にアップロードされたコンテンツに誘導するサービス等を提供する「リンクサイト」など、類似サービスが続出する状況は、民放事業者の自助努力により対処し得る範囲をはるかに超えている。

このため、以下の施策が必要と考える。

- ・ プロバイダに対する技術的侵害防止措置導入の義務化とともに、より広範に結果責任を問えるようなプロバイダ責任制限法の見直し
- ・ 関係諸外国に対するインターネット上の違法コンテンツ対策強化の働きかけや、ネット上の侵害対策を含む「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA) の早期成立など、国家間での実効性

のあるコンテンツ保護対策の推進

- ・ 違法コンテンツ投稿を未然に防ぐ技術・システムの開発・運用の推進
- ・ 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトに対する直接的な法的規制の検討

○社団法人日本レコード協会

動画投稿サイトやオンラインストレージサービス等で提供される侵害コンテンツを一覧にして、携帯電話向けサイトまたはインターネットサイトにおいて、それら侵害コンテンツへのリンクとともに利用者に情報を提供する「リンクサイト」や「ランキングサイト」が存在している。かようなサイトは、侵害コンテンツを蔵置する場を提供するサービスではないが、インターネット上の膨大な情報の中から利用者が容易に侵害コンテンツを探し出し、ダウンロードすることを可能とするサービスであり、今般の著作権法改正（違法配信からの録音・録画を違法とする第 30 条改正）を踏まえると、著作権・著作隣接権侵害行為を誘引・助長するものと考えられる。

従って、侵害コンテンツへ誘導するリンク情報等の提供については、それら情報は差止請求の対象になることとし、かようなサービスを提供するプロバイダは権利者からの削除要請に応じる義務があることを明確化する必要がある。

プロバイダ

○社団法人テレコムサービス協会

「侵害コンテンツへ誘導するリンクサイト」については、専門調査会報告書にも、知的財産推進計画にも言及がなく、いかなるサイトを想定しているのか必ずしも明らかではないが、たとえば、もっぱら着うたの海賊版へリンクするサイトについて迅速な削除を促進する方策の実施が必要ということであれば、まずは、プロバイダの間接侵害についての法的論点を整理をすることが必要と考える。そして、その整理に基づき著作権ガイドラインの適用拡大を議論して、民間の自主的取り組みとして実施すれば良いと考える。

○ヤフー株式会社

現行法においても、侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトは違法とされる場合があり、新たに規制する必要性はないものとする。

その他団体

○一般社団法人インターネットユーザー協会

権利侵害コンテンツの位置づけが曖昧であることをしっかりと考慮せず、十把一絡げに「侵害コンテンツ」を語ることは不適切であると言わざるを得ない。「侵害コンテンツへ誘導するリンクサイト」の実態がどうか、まず明らかにする必要があるが、何らかの実態調査を行ってその結果を検証可能なかたちで公開する必要があるのではないか。

どのような表現行為も、表現者の意思を無視して語られることはない。「侵害コンテンツ」へのリンクも例外ではない。リンクというものは、単なる検索エンジンのクエリ結果や、学術研究・社会批評の目的なども含め、幅広く存在している。これに何らかの法規制をかけるということは、表現の自由を正面から規制することに他ならない。よって、それは二重の基準論に基づき、必要かつ最小限の制限でなければならない。米国法であれば表現の自由が堅持されるのは明らかである。より制限的でない他の方法としても、「侵害コンテンツ」の公開を差し止めるという方法が、直ちに挙げられる。

リンクをはるという行為を、送信可能化権侵害を物理的・心理的に容易にする幫助的な行為として問うことができる唯一の可能性として、「ネットワーク上にアクセスコントロールなしでアッ

プロードされているが、外部のいずれからもリンクされていないようなコンテンツ」へのリンクを公開する行為が挙げられる。このような行為のみが送信可能化権の侵害となる場合もあるということを、著作権者団体の活動を通じて周知することが、対策として有効であると思われる。また、単なる権利侵害コンテンツへのリンクを公開することと、「著作権侵害を積極的にそそのかし、推奨すること」を目的とするリンクは、後者を規制しようとするのであれば、明確性の原則に基づいて区別しなければならないと考える。

○日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会

侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについては、現行法下でも違法とされる場合があり、新たな方策導入の必要性はないものとする。

○日本弁理士会

- (1) 最近は削除要請が困難な海外のサーバーにコンテンツを置いたり、複数のサーバーにコンテンツを置き、これらを誘導するなど、誘導サイトの悪質性が高まっており、これらの対応にコンテンツホルダーは多大な労力を払っている。これらについては、著作権侵害のためのサイトであるから、侵害サイトと同様にサイトそのものの削除が簡易にできるよう、公な指針を出すべきである。
- (2) 違法にアップロードされたコンテンツに対するリンク・検索サービスは、侵害行為を助長することにもなるため、リンク等の削除を請求するための法制度を整備すべきである。中国の法制度では、(検索サービスを含む) ISP が、権利者からの(確実な証拠のある)警告を受けた場合等、一定の場合に、違法に提供されているコンテンツに対するリンクを削除しないと、侵害行為を「幫助」したとして侵害責任を問われる場合がある。

個人

○個人 1

それが侵害であると認識しうるかという問題がある。リンクという行為がリンク先のコンテンツを保証しない以上、リンク先のコンテンツに対して対策を行うことでそのリンクを無効化できる。大分昔にリンク先が違法ならリンク元も権利侵害の可能性が・・・という話で企業がのきなみ外部へのリンクを外したことがあったが、それを誘発するような事態は絶対に避けるべきであると言える。

○個人 2

公認(許可)を受けているサイトしか誘導してはならない 非公認(非許可)であり著しく著作物を侵害しているサイト(営利問わない)を掲載した場合は数に関係無く即刻公開停止及びサイトごと閉鎖する(HPのソースも全て廃棄する)。

○個人 3

仮に違法配布著作物へのリンクを完全に制限できたとしても、違法配布そのものは制限されず、意味はない。よって、リンク対策にかかる労力があるならば、違法配布対策にかかる方が効果的である。リンクの制限は、表面的に見え難くするのみであり、本質への変化はなく、浅はかな考えである。また、情報の蓄積がインターネットの特性である一方、公開する情報が一瞬で変化するのもインターネットの特性である。過去に行った適法なコンテンツへのリンクが10年以上後も残っていることがある一方で、リンク先で公開されている情報が永久に不変である保証はなく、

違法配布サイトへ変わっている場合も考えられる。リンクの法的責任が問われることになれば、インターネット上の言論活動の適法性が不安定になり、表現の自由を不当に侵害する。インターネットにおけるリンクは、道案内や誘導とは異なる。自らが体験したものや批評の出典を記録しているにすぎない。これは、正当な社会慣習であり、著作権法上の要請でもある。リンクの法的責任を問う事は、事件の目撃者に事件の法的責任を問うことになる。

○個人4

これは、じんかい戦術、情報收拾しかないと考えます。また、ある程度プロバイダに責任を負わせないと解決に近づきません。

○個人5

リンクサイトの問題も著作権の間接侵害や侵害幫助の問題であるが、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるのであり、このような問題について、いたずらに今の過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外である。政府においては、今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあるということをきちんと認識し、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討すべきであり、さらに、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であることを考え、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とされないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定すべきである。このセーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことであり、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることも、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化として絶対に行ってはならないことである。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。

○個人6

インターネットに国境はありませんのでプロバイダ免責や権利制限など、法律は国によって異なっている。またコンテンツがどの国の著作権法に違反していたら良いのか駄目なのかに関する判断は、我々一般人には簡単に判断できない 例えば他の国では合法だけれど、日本の基準に照らして違法と判断されるかもしれない。インターネット上の画像や動画のあるサイトにアクセスしただけでキャッシュという形でダウンロードしている。これらも違法となるのであれば大半のインターネットユーザーは著作権法違反を知らないうちに犯しているという事になってしまう。そのようなことについて議論がされていないからこそ、例え条件付であっても反対致します。

○個人7

主に日本語も英語も通じないサイトへのリンクが多いです、それにグーグルなど大手の検索エンジンでも動画検索で簡単に世界中の動画を探せてしまいます。

○個人 8

リンク先のコンテンツについて、正確に表記する義務はない。よって、「侵害コンテンツ」かどうかをあらかじめ判断することは不可能である。

○個人 9

リンクサイトをどうこうしようというのはおかしいと思います。これは大本を権利者が訴えればすむ話です。

○個人 10

権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第3者機関なりの関与を必要とすることも、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、税金のムダな浪費と技術の発展の阻害につながるだけの危険かつ有害無益な規制強化として絶対に行ってはならないことである。プロバイダー責任制限法の検討においても、通信の秘密やプライバシー、表現の自由等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討が進められなくてはならないことは無論のことである。

○個人 11

URL そのものはただの情報である。特に昨今は警察による権利侵害が甚だしく、警察庁 OB による“自白は証拠の王である（科学的証拠は不要）”という恐ろしい国会答弁すらなされている。安易に有罪の範囲を広げるべきではない。

○個人 12

「犯罪を助長する」という理由でリンクサイトを取り締まることは、あまりにも取り締まり範囲と取り締まれる人間を増やし過ぎるもので、事実上のインターネット検閲と化す可能性が高いと思います。リンクやそれらの情報については不可罰であるべきで、また、利用者にリスクを課すのは避けるべきです。

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査
 主な提出意見
 (損害賠償額の算定を容易にする方策について)

団体	ページ数
(権利者)	
・ 国際レコード産業連盟	18
・ 社団法人コンピュータエンターテインメント協会	18
・ 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	19
・ 株式会社TBS テレビ	19
・ デジタルコミック協議会	19
・ 社団法人 日本映画製作者連盟	19
・ 社団法人日本映像ソフト協会	19
・ 日本経済新聞社 法務室	20
・ 日本国際映画著作権協会	20
・ 社団法人日本レコード協会	21
・ ビジネス ソフトウェア アライアンス	21
(プロバイダ)	
・ ヤフー株式会社	21
(その他)	
・ 一般社団法人インターネットユーザー協会	21
・ 日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会	22
(個人)	
	22

権利者団体

○国際レコード産業連盟

オンライン上の著作権侵害事件について実効的な救済手段を保証するためには、法定賠償制度の導入が必要である。

法定賠償制度は、実効的かつ抑止効果のある民事的救済手段を提供するものであり、著作権侵害の規模を示す証拠を得ることができないオンライン著作権侵害事件では特に重要である。日本に法定賠償の規定が導入されれば、権利者から侵害行為者に対する権利行使が容易になるほか、訴訟費用も低減し、侵害程度の立証が困難な事案であっても権利者の補償が可能となり、著作権侵害行為に対する強力で実効的な抑止力となる。

実損害額の立証は、往々にして、極めて困難であるか又は法外な費用がかかる。こうした困難はあらゆる著作権侵害事件に当てはまるものであるが、オンライン事件では更に困難を増す。フィジカルの著作権侵害事件において権利者が直面する典型的問題は、製造・頒布数量の証拠が存在しないことである。オンライン著作権侵害事件では、侵害行為者が非常に大量の侵害ファイルを複製・頒布するため、問題は更に深刻である。オンライン上の違法行為の程度及び損害を立証するための証拠を提出するのは極めて困難である。というのも、侵害行為者のコンピューターから発見された侵害ファイルの量は、当該ファイルを数百万人も潜在的受信者に頒布することによって発生する損害の程度を示すものではないためである。こうした事例では、実損害額の立証の代替手段が重要である。というのも、侵害行為者のコンピューターで発見された証拠のみを基礎として損害額を算出するとなれば、権利者に対する十分な補償にならないためである。

法定賠償は、将来の侵害行為を抑止するための重要な制度としても機能するものであり、潜在的な侵害行為者に対し、仮に損害額の立証が困難であっても権利者への補償がなくなることはないというメッセージを発信するものである。法定賠償の規定は TRIPs 協定第 45 条 2 でも認められており、具体的には「加盟国は、…法定の損害賠償の支払を命ずる権限を司法当局に与えることができる」とされている。アメリカ、カナダ、シンガポール、ブラジル、イタリア、リトアニア、ポーランド、ロシア、イスラエルその他諸国の法律には、法定賠償の規定が既に設けられている。

法定賠償制度は、原告に対し、何れの審理段階においても、実損害額の立証に代えて法定賠償額を選択することを保障しなければならない。損害賠償額は侵害行為ごとに適用しなければならず、そうすることによって、大規模な権利侵害であっても、損害賠償認容額に適切に反映されることになる。賠償額の水準は法定の上限・下限額の範囲内で裁判所により決定されねばならない。下限額および上限額を定めることにより、一方では十分な柔軟性と司法裁量が認められることになるが、潜在的な侵害行為を抑止するのに十分なものでなければならない。裁判所が認容する賠償額は、侵害行為の諸状況を勘案したものでなければならない。そうすることにより、侵害行為者の行動および認容額がもたらす抑止効果を考慮することも可能となる。

○社団法人コンピュータエンターテインメント協会

海賊版の頒布や違法アップロード等の著作権侵害行為については、その被害規模を把握することが難しく、特にインターネットを介した事案については、当該著作物がダウンロードされた回数を権利者が把握することは困難であり、侵害行為者の特定等が困難であるほか、仮に行為者が特定した場合でも当該ファイルの送受信回数等の状況把握は事実上不可能であり、これらから、厳密な意味での損害額の立証はできません。現行の著作権法では、114 条の 5 により「相当な損害額」を裁判所が認定できることとなっていますが、昨今のインターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大及び損害の立証の困難さなどを考えると、迅速性や実効性、さらに予防的な見地等も加味しつつ、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的な検討が必要であると考えています。

○社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

海賊版の頒布や違法アップロード等の著作権侵害行為については、一般的にその被害規模を把握することが難しく、特にインターネットを介した事案についてはその傾向が顕著です。

例えば、インターネットを通じた著作権侵害の場合には、当該著作物がダウンロードされた回数を権利者が把握することは困難であること、P2P ファイル共有ソフトを悪用した侵害の場合では、侵害行為者そのものの特定等が困難であるほか、仮に行行為者が特定できたとしても当該ファイルの送受信回数等の状況把握は事実上不可能であり、これらから、厳密な意味での損害額の立証はできません。

現行の著作権法では、114 条の 5 により「相当な損害額」を裁判所が認定できることとなっていますが、特に昨今のインターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大及び損害の立証の困難さ等に鑑みますと、迅速性や実効性の確保の観点のほか予防的な見地等も加味しつつ、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的に検討を行う必要があると考えます。

○株式会社 TBS テレビ

損害賠償額の算定に関しては、実際に訴訟を行う場合には 114 条の推定規定によることになるが、映像コンテンツに関しては、違法配信による被害はパッケージ商品の売り上げにも多大な影響を及ぼしており、裁判所による損害額の認定にあたってはこのような点への考慮が行われることが望ましいと考える。

○デジタルコミック協議会

現行著作権法の損害推定規定は、いわゆる「海賊版」を想定したものと考えられ、無償で大規模にやりとりされているインターネット上の著作権侵害コンテンツに関する損害推定規定としては、妥当性があるとは考えられません。また、ネットでの頒布数量は、調査自体困難です。通常ネット上で無償頒布される場合は、有償で頒布される場合と比較して数倍から十数倍の規模となることから、正規配信数の数倍が違法配信数にあたるとみなした上で、現行法の損害賠償規定を適用できる、という対応が必要だと考えます。

○社団法人 日本映画製作者連盟

特にファイル共有ソフトを利用した侵害行為等においては、損害賠償額の算定が著しく困難であり、裁判外での損害賠償請求を簡易迅速に行うことに困難が生じているから、法定賠償制度の導入を検討していただきたい。

○社団法人日本映像ソフト協会

法定損害賠償制度、懲罰的損害賠償制度及びクラスアクションの制度の導入を要望いたします。

貴本部デジタル・ネット時代の知財制度専門調査会は、昨年の報告書「デジタル・ネット時代の知財制度の在り方について（報告）」で「権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入を答申しました。フェアユースの法理の母国である米国では、単にフェアユース規定により著作権を制限するだけでなく、法定損害賠償制度、懲罰的損害賠償制度、クラスアクション制度等、著作権者の正当な利益を保護する諸制度を設けています。

現在、文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において「日本版フェアユース規定」の是非についての審議が行われていますが、仮に「日本版フェアユース規定」を導入するのであれば、単に権利制限を行うだけでなく、著作権者等の保護にも十分配慮されるべきです。そのような配慮を損害賠償額の算定に行うならば、法定損害賠償制度及び懲罰的損害賠償制度の導入も併せて行われるべきです。また、個々の権利者が訴訟の負担を負うことは過重な負担となりかねませんので、クラスアクションの制度を導入することも個々の権利者の損害賠償額立証の

負担を軽減することになります。

よって、法定損害賠償制度、懲罰的損害賠償制度及びクラスアクションの制度の導入を要望いたします。

○日本経済新聞社 法務室

ネットでのコンテンツビジネスは課金モデルや広告収入などで成り立っているが、著作権侵害はこれらの収入を減少させる不法行為となる。この様な不法行為により減少した収入を、具体的なパラメータなどの算定基準を設定することで計算する公的なガイドラインを作ることが有効となる。

○日本国際映画著作権協会

6. 著作権侵害に対する法定損害賠償

6.1 現在、日本では、著作権侵害訴訟に対して法的損害は認められていない。その結果、日本での損害賠償の裁定は、一般的に賠償の原理に基づいており、たとえば、ロイヤルティ収入の損失をもとに算定される。

6.2 著作物の違法コピー一つ一つに伴う損失は通常小額であることから、権利者にとって意味のある法的救済がない。極端な例を言えば、故意に著作権を侵害し、もし著作権侵害の罪に問われた場合には、ただ賠償金を払えばいいと開き直るような被告を相手に著作権者は戦わなければならないわけである。

6.3 実際、私的利用のためのコピーの例外もあり、著作権者にとっては、著作権侵害を犯す個人に対して、ほとんど、あるいはまったく実質的な法的救済がない。

6.4 このような理由から、米国では、著作権侵害に対し法的損害が認められており 8、法定損害賠償額は、裁判所の裁量次第で、一作品あたり 750 ドルから 30,000 ドルに渡り、故意の侵害に対する損害額はより大きくなる。著作権侵害に対する法的損害は、シンガポールなど、その他の地域においても認められている。

6.5 その違いは著しく、米国での日本経済新聞社対コムライン・ビジネスデータ社(米国・166 F.3d 65(第2巡回区 1999年))および日本での日本経済新聞社対コムライン・インターナショナル社(東京地方裁判所・1994年2月18日)という日米で平行して裁判の行われた例にもよく表れている。

6.6 原告はどちらの訴訟でも日本経済新聞社であり、被告は新聞記事の抄録を英語で作成し、それを販売する事業に従事していた。東京地方裁判所は、11の記事において著作権侵害を認め、侵害記事1つあたり900円と算定し、合計9,900円の損害賠償金が裁定された。

6.7 同被告が米国で同様の事業を再開したとき、原告は米国で訴訟を起こしたが、侵害記事1つあたり10,000ドルの法定損害賠償金の裁定がなされ、合計20の記事に対する法定損害賠償金200,000ドルに加え、弁護士報酬としてさらに200,000ドルが加算されることになった。

6.8 双方の判例に見られる違いは非常に明確であるが、それより重要なことは、日本での裁定においては、賠償金が原告にとって実質的な法的救済を確立したとは、ほとんどいえないという点である。

6.9 それゆえに、法的損害制度を確立すれば、権利者にとってもっと意味のある法的救済となるような賠償金の裁定を日本の裁判所がすることができるようになり、同時に、今後法的なリスクを冒して著作権侵害行為を行おうという人たちの抑制にもなるだろう。

6.10 法定損害賠償金の額を決める際、考慮しなければならない要因としては、侵害行為が商業的性質によるものかそうでないか、その侵害行為の社会的影響、被告の行為に悪意があったかどうか、侵害によって原告の被った、または被るであろう損失、侵害によって被告に発生したと見られる利益、訴訟前および訴訟中の原告・被告双方の行い、同様の侵害行為を抑制する必要性など、侵害行為の性質と目的が挙げられる。

6.11 これに関連して、純粋に賠償原理に基づいて算定された通常の賠償金に加えて、「追加賠償金」の算定をする権限を裁判所に与えるということも考えられる。これによって、たとえば、その侵害行為が重大な社会的影響を及ぼした場合や、その侵害行為やその他のために被告が利益を得たと思われる場合など、被告の行いあるいは侵害の状況を考慮に入れるべき訴訟において、裁判所が賠償金の加算裁定を下すことができる。

6.12 また、著作権侵害に対する追加賠償金の考えは珍しいものではなく、米国やオーストラリア、シンガポールなどでも認められている。

○社団法人日本レコード協会

インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られていない。

従って、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度（法定賠償制度）を創設すべきである。

○ビジネス ソフトウェアアライアンス

早急に法定賠償制度を採用すべきである。デジタルでの複製は、安価で、大量に、品質を落とさずに可能となったが、オンラインを使つての違法複製物の頒布は、瞬時に、広範囲に、大量に、経費をかけることなく行うことを可能とするものである。法廷賠償制度の論点は長らく議論されてきたが、民法の損害賠償制度との調和、他の権利侵害との整合性等の観点から見送られてきた。しかし、オンライン上での侵害は、上記特徴を有するものであり、侵害行為の容易さに比し、権利執行を行う手間と費用が膨大であり、バランスを失し、効果的な権利行使の妨げとなっている。従って、オンライン上での侵害の特徴を直視し、実体に合った権利行使制度を制定すべきである。

プロバイダ

○ヤフー株式会社

損害賠償額の算定については、現行著作権法 114 条および 114 条の 5 等を適用することで、個別の侵害実態に応じた柔軟な賠償額の算定・認定がなされており、特に問題が生じているわけではないため、新たな方策の導入は不要である。

その他団体

○一般社団法人インターネットユーザー協会

現在、著作物の実質的な対価を度外視した、名目価格のみによる損害額の推定規定が存在しており、これは一般不法行為法に比べると、著作権者が格段に有利となる規定である。これ以上、一方的に原告側・著作権者が有利な制度変更は、公正な法制度の均衡を大きく崩すものであり、加えられるべきではない。また、証拠法としても、一般不法行為法においてバランスを考慮した規定が存在している。著作権侵害事件であるからといって、損害賠償額の算定を容易にするために、民法の一般原則を曲げて、証拠調を被告側・権利侵害者に不利にするような法改正を行うべ

きとする正当な理由は無い。

○日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会

現行著作権法にて定める損害額の推定規定について、特に問題はないと考える。なお、法定損害賠償制度については、導入の必要はないと考える。個別具体的な事案の背景に大きな影響を受ける損害賠償額は、法律で一律に定められるものではないからである。

個人

○個人 1

多くの人間の可処分所得が一定である以上、コピーされた本数＝損害とはならない。普通に考えれば無料であるなら入手するが、そうでないならそもそも利用しないという人間の割合は多くはないはずで、本来そのコピーが存在しなければ対価を得られたはずという損害については、コンテンツのソースを TV などのメディアに流している限り正確な数値を把握するのは困難かと思われる。

○個人 2

作品の販売価格×数量 決してそれ以上にはしてはならない。

○個人 3

損害賠償の一律

※海賊版商品を営利関係無く提供した 企業の場合→個数問わず罰金 1000 万及び海賊版商品の全ての廃棄及び倒産。 個人の場合→個数問わず罰金 1 万及び海賊版商品を全て廃棄する。 サイト等設けている場合、サイトの閉鎖（HP のソースも廃棄）及び全てのログイン ID を廃棄させる。

※ニコニコ動画等の共有サイトの場合 例 1：著作権侵害者を庇ったり身柄（個人情報）を偽装させて捜査を混乱させた場合、運営者に罰金 100 万。 例 2：不正ツール等によるアクセスやダウンロードの対策を怠った場合、運営者に罰金 100 万。 例 3：同一者による ID を変えての著作権侵害行為に対して防止を努めない場合、運営者に罰金 100 万。（共有サイト内でしかダウンロード及び再生出来ないようにしなければならない）

※個人による無許可の場合 例 1：動画 1 つ無償でダウンロード及び視聴させた→1 点につき 1000 円。 例 2：動画を複数無償ダウンロード及び視聴させた→個数問わず 10 万。 例 3：様々な著作物を用いた（MAD 動画等）ものをダウンロード及び視聴させた→個数問わず 10 万

○個人 4

著作物市場の動向調査も兼ね、インターネットにおける正規の利用料を統計的に把握し、活用する。対象の著作物がインターネット上で正規利用されていなくとも、同じ分野での統計的金額が適用可能である。インターネットにおける正規利用料が算出困難で、有料販売のみ行っている著作物の場合、無料で入手した者の全員が有料でも購入するとは考えられないため、無料試供がある著作物について、有料販売との利用者数の差を統計的に把握し、活用する。（プログラムの無料バージョンと有料バージョン、映像作品の無料配信回と有料配信回等）

○個人 5

法定損害賠償制度については、平成 21 年 1 月の文化庁の「文化審議会著作権分科会報告書」

においても、「過去の裁判例における第 114 条の 5 等の規定による損害額の認定の状況を踏まえれば、同規定はある程度機能しているものと考えられ、現行法によってもなお対応が困難であるとするまでの実態が認められるには至っていない」とされている整理を変えるべきであるとするに足る状況の変化は無く、法定損害賠償制度などの損害賠償額の算定を容易にするための方策の検討はされるべきでは無い。さらに付言すれば、法定損害賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながっていないものである

(<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0906/22/news028.html> 参照)。

日本においてこのような制度は絶対に導入されてはならない。

(他 同旨多数)

○個人 6

一定量のコンテンツ流出はそれが海賊版であってすら、利益の向上に寄与する（ナッシュ均衡点が存在する）ことは既に判明している。

損害額を安易に算定するのであれば、情報の拡散による利益の向上分を算出額に加えるべきである。